

# 平成29年度 精神保健福祉事業連絡会 第2回 合同研修会

シンポジウム

## その人らしい暮らしを実現するために



日本精神保健福祉事業連合  
上野容子

# 自己紹介(精神保健福祉現場)

- 昭和49年～52年東京都内の精神科病院に**精神科ソーシャルワーカー**(PSW)として勤務
- 昭和53年 穂積登医師が東京都豊島区に「みのりの家」(精神障害者の居場所)開設。PSWとして参加
- 平成4年～ 精神障害者の地域生活支援民間任意団体「**ハートランド**」事務局長 「みのりの家」開設後、**共同作業所、グループホーム、ショートステイ**等の精神障害者地域生活支援の**社会資源づくり**
- 平成8～12年 社会福祉法人認可取得 (**福**) **豊芯会** 副理事長  
授産施設、地域生活支援センター開設
- 平成21年11月～現在 (**福**) **豊芯会**理事長



# 自己紹介(教育分野・社会的活動)

## <教育分野>

- 平成10年～13年  
法政大学（17年退職）立教大学（21年退職）  
日本社会事業大学（18年退職）駒澤大学、東京家政大学非常勤講師
- 平成13年～現在 **東京家政大学専任教員**（精神保健福祉分野：現教授）

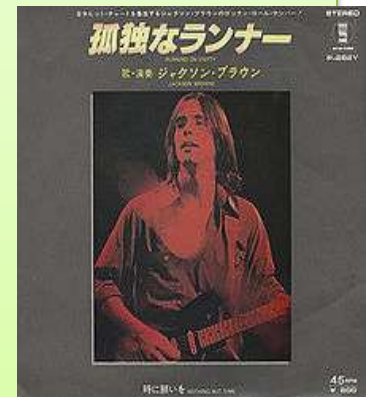
## <社会的活動>（平成29年8月現在）

- ソーシャルファームジャパン 理事
- 日本精神保健福祉事業連合 代表
- 埼玉県飯能市障害者福祉審議会委員長
- 豊島区精神保健福祉審議会委員
- 板橋区障害認定審査会副委員長
- 埼玉県狭山市・入間市・朝霞市における民間福祉団体の理事・監査 他



# 近年の社会状況

- 高齢者・障害者等の孤立化や孤独死
- 障害者に対する偏見の根深さ  
命の大切さを学ぶ機会の欠如  
(やまゆり園の事件)
- 貧富の差の増大(子供の貧困)
- 刑務所出所者の社会参加の壁 等々



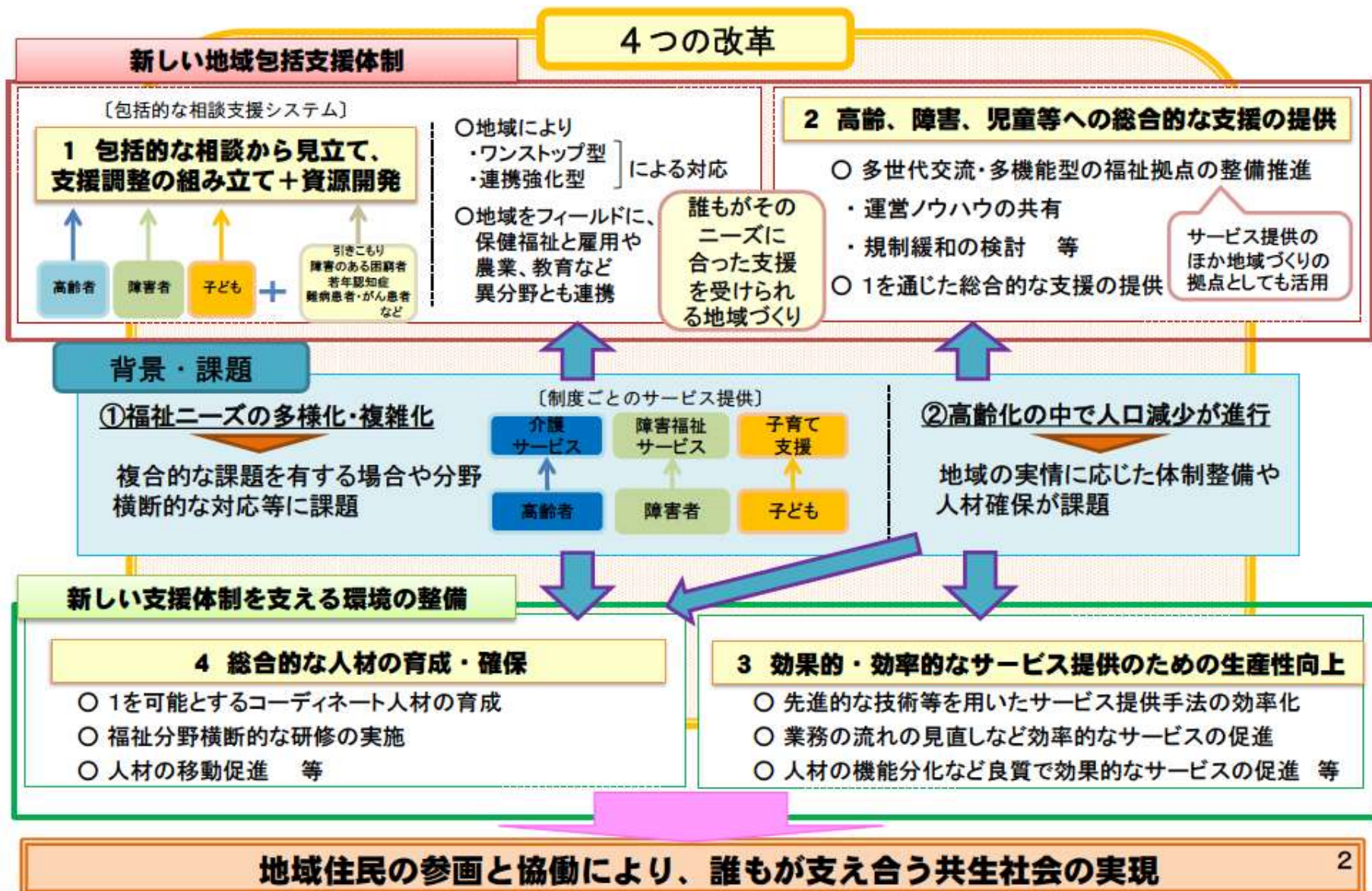
# 近年における主な制度・施策の変化

- 障害者差別解消法 (2013(平成25)年6月)
- 障害者総合支援法改訂 (2018(平成30)年4月施行)
- 障害者雇用促進法改訂 (2016(平成28)年4月施行)
- 発達障害者支援法改訂 (2016(平成28)年5月成立)
- 精神保健福祉法改訂 (2017(平成29)年2月閣議決定)
- 難病の患者に対する医療等に関する法

(2015(平成27)年施行)



# 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

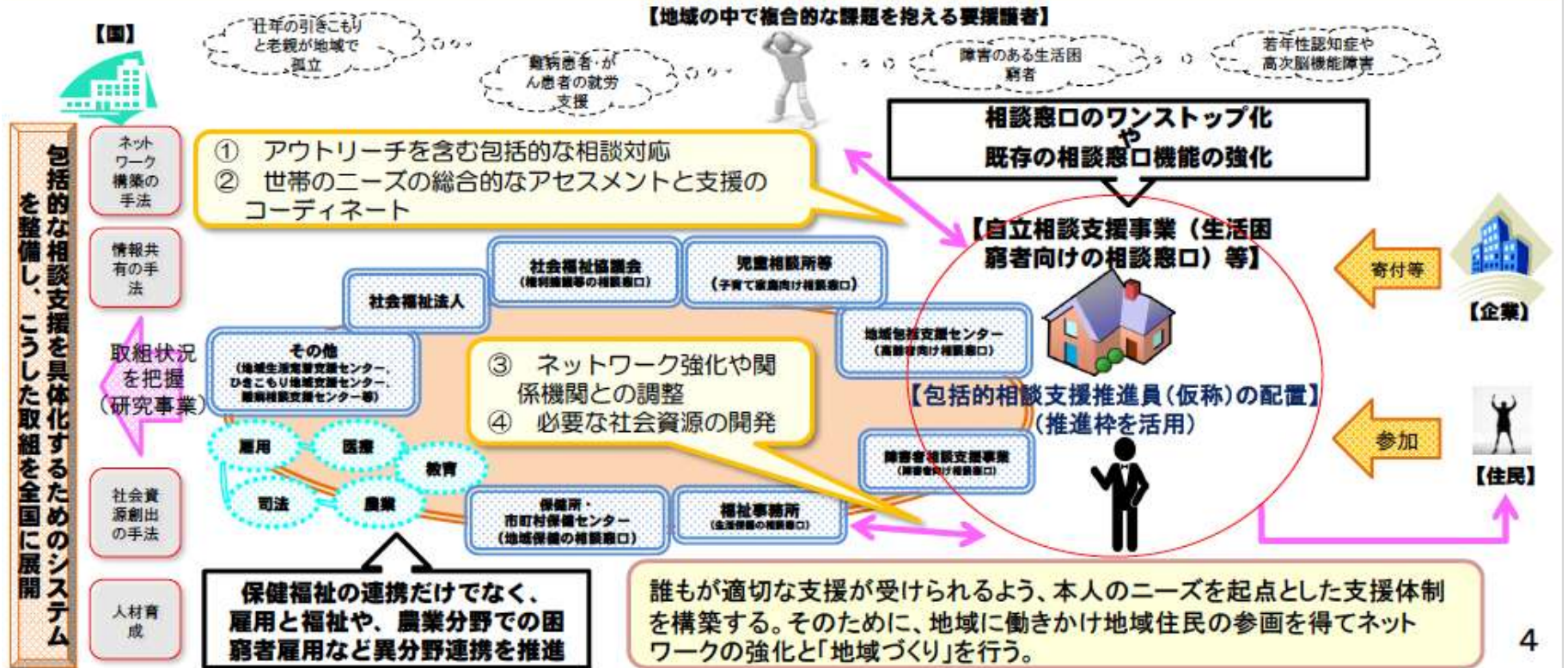


# さまざまなニーズに対応する 新しい地域包括支援体制の構築

## ① 包括的な相談支援システムの構築

- 我が国の福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに専門的サービスが充実してきたところ。他方、福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも浮き彫りになっている。
- 既存の支援体制の存在や地域によって実情が異なることも踏まえながら、こうした新たな課題に対応するため、
  - ・ 地域の中で「狭間のニーズ」を掘り取り総合的な見立てとコーディネートを行う機能を強化する
  - ・ 多機関・関係者の連携を強化し社会資源の開発を図る
  - ・ 支援人材を育成しつつ、包括支援のノウハウを全国展開する
 などの取組を通じ、**多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築**する。

推進枠を活用しモデル的な  
事業実施  
調査研究事業の実施



# さまざまなニーズに対応する 新しい地域包括支援体制の構築

## ② 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供

- 地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、**高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組み**を推進する。
- このため、モデル的な事業を実施する中で、そのような手法によるサービス提供のあり方やこれを阻害する規制の緩和等を検討するとともに、ノウハウの情報提供を行う。



### モデル事業の実施、ノウハウの情報提供等



### ○福祉サービスを総合的に提供する仕組みを可能とするためのノウハウの情報提供【今年度】

今年度から、対象者を問わずに誰もが通い、福祉サービスを受けたり居場所ともなる「小さな拠点(多世代交流・多機能型福祉拠点)」など、福祉サービスを総合的に提供する拠点の整備が始まったところ。

このような中、地域の実情を踏まえながら、こうした取組が可能となるよう、モデル的な事業運営の中で、サービス提供のあり方や留意点等を検討するとともに、ノウハウの情報提供を行う。

### 規制の緩和

#### (1)各制度の人員配置基準、施設基準に係る検討

①現行制度の規制等について、運用上対応可能な事項に係るガイドラインの策定、周知を行う。【今年度】

②各制度の人員配置基準・施設基準の緩和の検討を行う。

【可能なものについては来年度、報酬改定に係るものについては平成30年度まで】

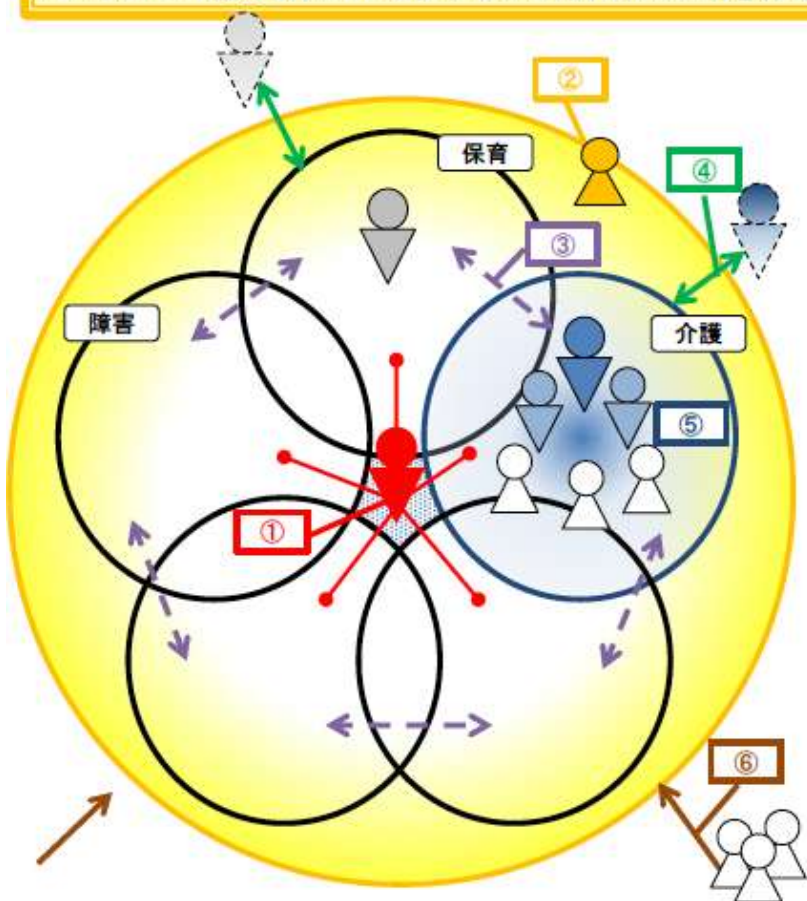
#### (2)福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直し【今年度】

補助金により整備した福祉施設を他の福祉事業に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化を図ることを検討する。



### 3 新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、多機関協働による包括的な相談支援体制、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供システムの構築と併せて、その担い手を育成、確保する必要がある。
- このため、以下のような人材の育成・教育を進める。
  - ① 地域の中で「狭間のニーズ」を掘り取り総合的な見立てとコーディネートを行うことができる人材
  - ② 特定の分野に関する専門性のみならず福祉全般に一定の知見を有する人材
- さらに、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、必要な人材の確保を着実に進める。



#### ① コーディネート人材の配置等による新たな地域包括支援システムの構築等

コーディネート人材の配置等により新しい地域包括支援体制をモデル的に実施する自治体を支援する。また、コーディネート人材としての社会福祉士の在り方を検討する。

#### ② 福祉分野横断的な基礎的知識の研修

他の福祉分野との共通基盤を修得するための研修等について検討する。

#### ③ 福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備

専門性の高い人材として介護現場で中核的な役割を果たすべき介護福祉士の養成を促進する。また、福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除等について検討し、複数の資格を取得しやすくするための環境整備を図る。さらに、社会的養護に係る人材育成のための研修プログラムを開発する。

#### ④ 潜在有資格者の円滑な再就業の促進

潜在有資格者の掘り起こしを進めるため、離職した介護福祉士の届出システムの構築や再就業に向けた支援、潜在保育士に対する保育所の優先利用・保育料の補助等により、潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る。

#### ⑤ 介護人材の機能分化の推進

生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用するため、介護人材の在り方・機能分化について、具体的な検討を進める。

#### ⑥ 多様な人材層からの参入促進

業務委託によるサテライト展開の推進等により、福祉人材センターの機能強化を図るとともに、すそ野拡大のため、入門的な研修の創設等について検討する。

コーディネート人材

サービス提供を担う人材

# 医療・福祉資格課程の一部共通化

朝日新聞 4月25日版

## 分野ごとの人材確保困難

<福祉>

介護福祉士

保育士

社会福祉士

精神保健福祉士

<医療>

看護師

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

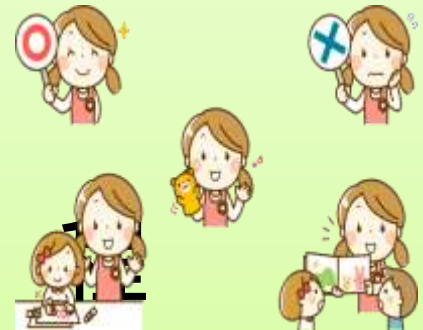
視能訓練士

放射線技師

臨床検査技師



共 通 基 礎 課



# 地域移行・地域定着支援

289,000人が精神科病院に入院中

- ・65才以上157,000人(内85,000人が75才以上)
- ・1年以上の入院者182,000人(地域移行対象者)

## <当事業の意義>

- ・ケアマネジメントの援助技術が導入できている(関係者の連携)
- ・退院後の支援が切れ目なくできるようになってきている



# 地域移行・地域定着支援

## <実践していて苦労する点>

- ・病院関係者と支援方針を共有するのが困難な場合がある
- ・制度を優先して進めざるを得ない場合は、本人のニーズに基づいた支援にはならない
- ・ピアスタッフの役割りとして、支援者、仲間、社会的役割を担う存在が挙げられが(岩上氏)、各々関心が異なっており、対象者のニーズとのマッチングの調整に苦労する場合がある。

## <当事業の課題>

- ・長期入院者の退院支援は1年半の期限では困難。
- ・退院に関心が向くまでには時間を要す
- ・ピアサポーターの報酬が制度的に担保されていない

\*「自立生活援助」の制度創設に期待

# 今後の地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援・定着支援をとおして

精神障害者にも対応した（排除しない）

地域包括ケアシステムの構築を進める

**\* 今回の精神保健福祉法改訂は逆行している**

○横浜市モデル事業

○和光市行政の進め方



# ソーシャルインクルージョンの実現

- 精神障害者や関係者対現在精神疾患や障害を有していない人達が対峙する関係でなく**共に存在し活動する機会が保障された地域づくり**
  - ・重度の障害がある人達も、できるだけ地域で生活し続けることができる支援
  - ・その人が望む地域生活が送れるような居住環境づくり
  - ・住民・市民として共に生活できる環境づくり
  - ・障害者関係の集団組織範囲を超えて様々な立場の人達との協働・仕事の場づくり(ソーシャルファーム)

# 生きにくさを抱えた障害者等の支援者 ネットワーク発足

正会員・賛助会員 募集中

多くの方の期待と賛同を得てスタートしました。  
ネットワークに参加しませんか！！

## 一般社団法人 **生きにくさを抱えた 障害者等の支援者ネットワーク**

障害、貧困、差別、孤立などからくる「生きにくさの連鎖」から脱却のために、当法人は支援者が点としてではなく線、更に面となり、「人間が生きる上で必要な関係性の支援」を支援の本質とし、ネットワークに参加する人たちが共通認識をもち日常的な支援につなげることを目的としています。

生きにくさを理解し、寄り添う支援者が必要です。生活の場や社会での居場所が必要です。支援者、関係者が孤立することなくネットワークでつながり、生きにくさを抱えた多くの方々が、適切に迅速に支援につながることが出来るようにあらゆるサポートを行います。

### 主な事業

- 1、当事者の相談と支援事業（福祉機関との連携や連携後のアフターケアなど）
- 2、当事者を支援する個人や団体が孤立しないための相談及びネットワーク作り
- 3、当事者の支援及び権利擁護等に関して、啓発するための教育・研修事業
- 4、当事者の支援及び権利擁護等に関する調査・研究に関する事業
- 5、当事者及び支援する人たちへの情報提供および広報事業
- 6、前各号に附帯又は関連する一切の事業

### 顧問

炭谷 茂（済生会 理事長） 清水義恵（清心寮 理事長）

### 代表理事

石川 恒（紫野の会 理事、かりいほ施設長）

### 理事

赤平 守（JD理事、武蔵野会 社会貢献担当） 高橋信夫（武蔵野会 理事長）  
金子壽男（済生会 事業部社会福祉・地域包括ケア課 課長） 関根直人（弁護士）  
坂本 光敬（原研成年寮 理事） 横田千代子（婦人保護施設いずみ寮施設長）  
秋山雅彦（ふるさと会 理事） 富永健太郎（日本社会事業大学 助教）  
上野容子（東京家政大学）

### 監事

屋宮昇太（弁護士）

### 主な賛同人

藤井克徳（JD代表）	山本譲司（作家）
村木太郎（シルバー人材センター専務理事）	村木厚子（元厚生労働事務次官）
幸島 聡（東京保護観察所 所長）	木村隆夫（日本福祉大学教授）
野村俊明（日本医科大学教授）	福田敬亮（福祉新聞）
水田 恵（株）ふるさと 代表取締役	小林田美子（多摩養育園・精華施設長）
五十嵐弘志（マザーハワズ理事長）	山田宗緒（毎日新聞）
海老澤 真（NHK制作局）	野田聖子（衆議院議員）
近岡美由紀（日本司法支援センター・常勤弁護士）	

# 会員募集

活動には費用が必要になります。  
設立目的に賛同いただき多くの会員や協力者を求めています

## 入会案内

会員になると

- \*センターの活動や情報をお届けします。
- \*センター主催の講演、研修の会員割引があります。
- \*会員が希望する講演や研修の講師の派遣費用の会員割引があります。

(会費)

**正会員** (総会における議決権を有します)

個人 年間 3000円      団体 10000円

**賛助会員** (総会の議決権はありませんが、財政援助だけでなく活動に参加することも出来ます)

個人 年間 1口 1000円

団体 年間 1口 5000円

(入会方法)

添付の申し込み書に必要事項をご記入の上、郵送、又はFAXで、当センターに申し込みいただき、お手数ですが下記の口座にご入金願います。

## 事務所住所、連絡先、振り込み先のご案内

住所 杉並区上荻1-18-3 亀屋酒販第2ビル 301号室

電話 03-6794-8612

メールアドレス [ikinikusanet@jcom.zaq.ne.jp](mailto:ikinikusanet@jcom.zaq.ne.jp)

お振り込み口座      口座名 生きにくさネット

みずほ銀行 荻窪支店

普通 4032688



# その人らしい人生を

## とり戻していく過程の支援

### その人らしい人生をとり戻していく為の学び合い



- ・経験はかけがいの無い自らが学んだ過程
- ・ストレスを感じることに遭遇することは、自分に必要なサポートを知る機会にもなる
- ・生活上の困難さを理解することは、今後の人生に対する挑戦の課題を知る機会ともなる
- ・生活に必要な社会資源の活用する方法を学ぶことは生きていく上で欠かせないこと
- ・己の健康を保つためにその対処法を仲間とともに学び合う

**学び合える環境と機会を提供し共に学び合う支援**

# その人らしい人生を

## とり戻していく過程の支援

### その人らしい人生をとり戻していく為に必要な支え合い

- ・健康な状態でない時もお互いに認め合い受け入れ、支援のシステムはそのために在る
- ・感情や考えを表明しようとしている人に対して傾聴と理解しようとする態度を伝える
- ・様々な経験を分かち合い解決していく術(すべ)を共有する
- ・苦労や悲しみ、辛さ等の経験はこれからの人生に向き合う強さや希望に繋がるよう互いに支え合う

### 相互支援を行動化する環境と機会を提供する支援



排除される人を出さない

地域に根ざした共生社会の実現

(CBID)

1980年代からWHOが実施した地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)は国際障害者権利条約の影響を受け、WHO,ILO,UNESCOでガイドライン作成

CBRの目的



C B I D

Community-based Inclusive Development

CBRアジア太平洋ネットワークでCBIDの事例集作成

日本では、日本障害者リハビリテーション協会が作成 10事例紹介

その内の1事例「草の根ささえあいプロジェクト」が日本の代表事例としてアジア太平洋CBR会議に提出 「寄り添い型支援」の持続的提供

# その人の人生を最大限尊重し 生活の在り様を支援する

障害者も含め重複した生きづらさや困難を抱えた人達の  
の市民・社会人として「～ ありたい」

の生活を実現するための地域づくり

多角的なアセスメント

当事者の声を表出する機会をつくる

当事者ニーズから発する我が事として応援者を組織化する

- 地域に多様な居場所と拠点を創設
- 主体的な労働の機会と場を創設



# ご清聴ありがとうございました！！

(福)豊芯会 フードサービス事業所のお節料理

